

平成 29 年 7 月 25 日

## 「振り込め詐欺」被害防止を目的とした キャッシュカードの一部取引制限の開始について

当行は、全国的に多発している振り込め詐欺被害防止への取り組みとして、一定条件に該当するお客さまのキャッシュカードによるお取引を、下記のとおり一部制限することとしましたので、お知らせいたします。

対象のお客さまにはご不便をおかけしますが、大切なご預金をお守りするための取り組みとして、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 趣旨

当行はこれまで、熊本県警と連携してお客さま向け特殊詐欺被害防止セミナーの開催やATMでの注意喚起など、さまざまな被害防止策に取り組んでまいりました。

しかしながら、お客さまを欺き、不正に送金させて現金を騙し取るなどの事件が後を絶たず、緊急に対策を講じる必要があることから、熊本県警の要請を踏まえ、本件に取り組むものです。

#### 2. 本件概要

対象のお客さま	下記①②の両方に該当するお客さま ① 70歳以上の方 ② 過去1年間、キャッシュカードで1日あたり30万円超の支払取引が無い方 ※生体認証機能付ICキャッシュカードをご利用のお客さまは対象外です。
制限の内容	キャッシュカードの1日あたりの支払上限額(※)を30万円といたします。 ※支払上限額とは振込、現金引出、振替(宝くじ、デビット、定期預入等)の合計額です。
開始日	平成29年8月2日(水)

#### 3. 取引制限の解除について

取引制限の解除を希望されるお客さまは、当行本支店窓口にお申し付けください。なお、ご来店の際は本人確認資料をご持参ください。

以上

《本件に関するお問い合わせ》  
肥後銀行 事務統括部  
担当：松本、東  
電話 096-326-8623